



東自監第387号

輸送施設の使用停止及び附帯命令書

株式会社 村山運送

代表取締役 村山 裕樹 殿

貴社の経営する一般貨物自動車運送事業について、下記1のとおり貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実があった。よって同法第33条の規定に基づき、下記2のとおり輸送施設の当該事業のための使用を停止することを命ずる。

さらに、同法第34条第1項の規定に基づき、当該事業用自動車の自動車検査証を東北運輸局宮城運輸支局長に返納し、自動車登録番号標及びその封印を取り外したうえ、その自動車登録番号標について同支局長の領置を受けるべきことを命ずる。

また、このような違反行為は、事業の健全なる発達を阻害し、輸送の安全確保に支障を来すことになるので、法令の定めに従って速やかに事業を改善するとともに、この違反に対する事業の改善の具体的措置について、平成31年2月14日以降に呼出による監査を行うので、同監査の通知があった場合には、改善報告書及び関係帳票類を持参のうえ東北運輸局宮城運輸支局に来局されたい。

なお、同監査を拒否した場合又は改善報告書において改善状況が確認できない場合は、特別監査を行うほか、自動車等の使用停止処分等の措置をとることがあることを申し添える。

記

- 1 違反事実（仙台南営業所に係る違反）
別紙のとおり

2 使用を停止する輸送施設及び期間（事業用自動車3両）

自動車登録番号

宮城 100 い 3621

宮城 100 い 5292

平成31年1月10日から平成31年2月24日までの46日間

自動車登録番号

宮城 100 い 3651

平成31年1月10日から平成31年2月26日までの48日間

「違反事実の処分日車数」をもとに「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成21年9月30日付け公示第86号）4に定めるところにより決定されたものである。

3 事業計画の変更についての措置

事業規模の拡大となる申請は、上記2の使用停止期間の終了日の翌日から起算して3ヶ月間これを行うことができない。

また、事業用自動車の数（増車）に係る事業計画の変更の届出は、増車実施予定日が上記2の使用停止期間の終了日の翌日以降でなければならない。

なお、増車実施予定日が上記2の使用停止期間の終了日以前の場合には、貨物自動車運送事業法第26条に基づく事業改善命令を発することがある。

平成30年12月14日

東北運輸局長

吉田 耕一郎



東北運輸局

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申立ての手続きを経ずに、処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。

(処分があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

違反事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等」に基づく処分日車数の算出

(平成29年9月12日及び13日に行った監査時における仙台南営業所に係る違反)

| 番号 | 違反事実 (適用条項) | 基準 日車数 | 適用 |
|----|--|------------------------------|--|
| 1 | 事業計画の定めるところに従わずに業務を行っていた。 (貨物自動車運送事業法第8条第1項) ①事業計画で定めている自動車車庫以外の場所に事業用自動車を留置していた。 (貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号) | 20日車 | 営業所との距離 |
| 2 | 過労運転防止のための必要な措置を講じていなかった。 (貨物自動車運送事業法第17条第1項) ①乗務員の健康状態を適切に把握していなかった。 【23名中把握不適切20名、把握不適切86%】 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項) | 10日車 | 把握不適切50%以上 |
| 3 | 輸送の安全を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。 (貨物自動車運送事業法第17条第4項) ①乗務の前後の点呼を実施していなかった。 【100回中未実施57件】 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項) ②アルコール検知器の管理及び保守を適切に行っていなかった。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項) ③点呼の記録を不実記載していた。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項) | 20日車 20日車 30日車 | 未実施50件以上 アルコール検知器の常時有効保持義務違反 記録の改ざん・不実記載 |

| | | |
|---|------|-----------------|
| ④乗務等の記録を不実記載していた。 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項) | 30日車 | 記録の改ざん ・不実記載 |
| ⑤運行記録計による記録を適切に行っていなかった。 【30乗務中記録なし6件】 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条) | 10日車 | 記録なし6件 以上 |

| | |
|-------|-------|
| 処分日車数 | 140日車 |
|-------|-------|

備考

- ① 「処分日車数」については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成21年9月30日付け公示第86号)2に定めるところにより算出したものである。

